

会議議事録

2017年2月22日
宮田村役場建設課

会議 タイトル	第2回 宮田村景観審議会
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 報告事項 (1) 景観講演会について</p> <p>4. 協議事項 (1) 景観計画(案)パブリックコメント実施結果について (2) 景観アドバイザー制度について</p> <p>5. その他</p> <p>6. 閉会</p>
日時	2017年2月21日(火) 午後4時00分から午後4時50分まで
開催場所	宮田村役場委員会室
出席者 (敬称略)	<p>委員：浦野宗明、新谷久男、田中千穂、太田保、須永次郎、保科茂雄 窪田守男、林明範、天野早人、矢田典和</p> <p>進行：平澤隆靖(宮田村役場建設課係長)</p> <p>書記：事務局：熊谷良太郎(宮田村役場建設課)</p> <p>説明者：報告事項：事務局：熊谷良太郎(宮田村役場建設課) 協議事項：事務局：熊谷良太郎(宮田村役場建設課)</p>
欠席者 (敬称略)	委員：竹平考輝、吉澤小百合、小田切隆幸、三浦典子
議事 (敬称略)	<p>1. 開 会 (事務局：原建設課長)</p> <p>パブリックコメントも終了し、都市計画審議会終了後に公示という流れになるなかで、景観計画の完全施行に向けての最後の審議となります。 忌憚のないご意見を皆様に頂いて、反映していきたい。</p> <p>2. 会長挨拶 (浦野会長)</p> <p>次第の通り講演会報告、パブリックコメント、アドバイザーの内容を含んだ審議会となります。4月以降の内容も含まれてきますので、協議をいただきたい。</p> <p>(浦野会長)</p> <p>それでは報告事項に入る前に、事務局より確認事項をお願いします。</p>

(事務局：平澤建設係長)

事務局から出席確認と資料確認をさせていただきます。

本日出席は委員総数14名の内、10名です。

宮田村景観条例第36条第2項により、過半数の委員の方が出席されていますので会議が成立したことをご報告いたします。

小田切委員、三浦委員はご都合により欠席の報告を、吉澤委員はご都合により遅刻もしくは欠席の報告をいただいております。

続きまして、机上の資料の確認をお願いいたします。

まず、事前に皆様にお配りさせていただきました第1回景観審議会議事録（仮）になりますが、修正等のご連絡がありませんでしたので本日配布させていただく

(資料3)で確定とさせていただきますがよろしいでしょうか。

【意見なし】

それでは資料の確認を行います。皆様の机上に

(資料1) 会議次第

(資料2) 景観審議会委員名簿

(資料3) 第1回景観審議会議事録

(資料4) 宮田村景観計画（案）講演会報告

資料番号がありませんが、講演会のスライドを印刷した資料、

(資料5) 宮田村景観計画（案）パブリックコメント実施結果について

(資料6) 景観アドバイザー制度について

不足はありますでしょうか。

なければ、確認事項は以上です。

(浦野会長)

議事録署名人について、前回審議会は竹平委員と田中委員を指名させていただきました。議事録が確定しましたので後ほど署名をしていただくとしまして、今回は新谷委員と太田委員にお願いしたいと思います。

3. 報告事項

(浦野会長)

それでは3. 報告事項（1）景観講演会について事務局より報告事項をお願いします。

(事務局：熊谷)

(資料4) 宮田村景観計画（案）講演会報告をご覧ください。

前回の審議会の最後でもご案内をさせていただきました講演会が1/20に行われ、39名の方にご参加いただきました。

(資料4)の枠内は講演会当日に配付した次第の内容になりますが、今回の講演会は説明と公聴会という位置付けで行いました。

それは、景観計画（案）を理解してもらおうということと、景観計画の発効には、法第9

条第1項により『公聴会等を開催し、住民の意見を反映すること』が必須となっており、その位置付けの講演会となりました。

また、意見シート提出2名分とありますが、こちらは、講演会終了後に意見を提出していただいたものです。講演会内では案内しましたが、パブリックコメントの意見提出と同等のものでしたので、次の協議事項で行うパブリックコメントの際に説明させていただきます。

講演会では、

- ①そもそも景観計画とはなにか？なぜ必要か？
- ②むらづくり・景観づくり・景観計画の関係
- ③景観計画の全体構成
- ④それぞれの内容の説明
- ⑤皆さんに直接関わることは？
- ⑥景観計画で宮田村はどう変わるのか？

という、6つの構成から早稲田大学理工学部佐々木葉教授にご説明いただきました。使用したスライドを資料として添付してありますので、参考にしていただけたらと思います。

また、先生の説明後の質疑応答の時間では、

- ・山林区域について、けもの山、里山、などもう少し細かくしてはどうか。
- ・魚のすめる川の環境を保全する方策を考えてほしい。
- ・宮田には名木や古木がたくさんある。積極的に樹木を保全してほしい。

といった意見が出されました。

以上で景観講演会についての報告を終わります。

(浦野会長)

それでは今の内容について質問意見等ありますか。

【質疑なし】

(浦野会長)

それでは4. 協議事項に入ります。

4. 協議事項

(浦野会長)

続いて(1)宮田村景観計画案パブリックコメント実施結果について事務局よりお願いします。

(事務局：熊谷)

はい。まずは審議会委員の皆様で、前回ご議論いただいた景観計画(案)本文ならびに概要版につきまして、誤字、脱字等修正ありましたら報告をいただきたいと思いますが、会長いかがでしょうか。

(浦野会長)

それでは今の通り、本文ならびに概要版に対して誤字、脱字等修正ありましたでしょうか。

【報告なし】

(浦野会長)

続けてお願いします。

(事務局：熊谷)

それでは（資料5）景観計画案パブリックコメント実施結果についてをご覧ください。

今回、住民の皆様から多くの意見を募集するという事で、1/20～2/19の1ヶ月間でパブリックコメントを行いました。

意見提出者は3名。この中に先ほどの報告事項の中で出てきた講演会での意見シート提出者の2名も含まれております。

また、今回の意見の中には修正を要するものは無いと判断いたしました。

いただいたご意見それぞれの考え方については次の通りです。

1つ目、『長い間どっぷりとこの地につかりこんでいると、宮田の景観をこのように歴史や文化、産業や農業の視点から分析できたことは素晴らしいことだと思います。今後、この計画を基に順次学ぶことから伝えていけたらいいと考えます。』

この意見につきましては、今後計画を実行していく中で、講演会やワークショップの開催を行うなど村民の皆様と一緒に考え、伝えていく機会を設けていきたいと考えております。

2つ目、『・写真がきれいで見やすいと思いました。・建物が基準を超える場合、「村長の認めた場合」とありますが、地域の人たちの意見を聴くことも重要と思います。』

この意見につきましては、場合によっては景観審議会の意見を聴くほか、必要に応じてさらに広く意見を聴くこともあるという考え方となります。

3つ目、『①どこまでを里山として区分するか？国定公園、けものすむ山、里山を区別する必要がある。②神社仏閣を中心としたモデルも必要ではなかろうか？農村にとって神社と寺は重要なのである。③坪庭や畦畔の保全も考えるべきと思われる。』

それぞれに対してですが、この意見につきましては、今後、計画を実行していく中で、ワークショップの開催を行うなど村民の皆様と一緒に考え、ご意見をお伺いする機会を設けていきたいと考えております。

以上がパブリックコメントの結果ですが、委員の皆様には計画案に修正がないことも含め、パブリックコメント手続きを経て、都市計画審議会での意見聴取を進めていってよろしいかのご協議をお願いいたします。

(浦野会長)

それでは今の内容について質問意見等ありますか。

【質疑なし】

(浦野会長)

続いて(2)景観アドバイザー制度について事務局よりお願いします。

(事務局：熊谷)

4/1以降、実際に景観計画を運用していくにあたり、建築確認などにおいて、建設係サイドで判断できない案件が出てきたときに専門的な立場から助言をもらい、対応していくこととなります。その助言を行うことのできる制度が景観アドバイザーになります。

それでは(資料6)景観アドバイザーについてをご覧ください。

まず、宮田村景観条例第38条より、村長は、良好な景観の形成に関する事項について、技術的な助言又は支援を得るために、景観アドバイザーを置くことができる。と規定しています。

また、景観アドバイザーは、審議会の意見を聴いた上で、景観の形成に関する優れた識見を有する者のうちから、村長が委嘱するという形になっています。

そこで、4月以降アドバイザーの委嘱を行っていくために、今回審議会の皆様のご意見を頂きたい事案となります。

他にも景観アドバイザーには、景観形成および公共施設のデザインに関わる様々な分野や課題に応じた適切なアドバイス、地域の特性や事情をよくふまえたアドバイスなどが得られるよう、広範囲から複数名の人選をすることや、様々な計画、施策、事業の成果が景観としての成果に結びつくように、行政内部に課・部署が参加する連絡協議の場では、それぞれの取り組みについての情報を共有するとともに、総合的な景観づくりを推進していくため、必要に応じて助言・提案を求めます。

次に2. 景観アドバイザーの役割についてですが、(助言及び指導等)として、条例第13条第2項で、『村長は、前項の規定により助言又は指導をしようとする場合において必要があると認めるときは、審議会又は景観アドバイザーの意見を聴くことができる』とし、また、裏面になりますが、(事前協議の指導等)として、条例第21条第2項では、『村長は、前条の規定による協議があったときには、審議会又は景観アドバイザーの意見を聴くことができる』としています。

今の内容を図にすると、景観計画本文にもありますが、中段の図になります。

そして、3. 景観アドバイザーと審議会との役割の違いですが、

審議会は、景観計画の変更や重点地区の指定など村全体にかかる事項に関して審議する。原則公開。に対し、景観アドバイザーは個別の案件に対しての助言。原則非公開、ただし、事務局で取りまとめて審議会で報告するというものになります。

最後に、4. 宮田村景観アドバイザー委嘱に関して、景観計画の完全施行となる平成29年度に宮田村景観アドバイザー制度を運用するにあたり、学識経験豊富な以下の2名の委嘱を検討しています。

- ・ 佐々木葉早稲田大学工学部教授
- ・ 藤倉英世早稲田大学公共政策研究所招聘研究員

宮田村の景観を考える会、宮田村景観計画策定委員会に所属。佐々木葉教授は先般の講演会の講師を務めていただきました。

説明は以上です。

(浦野会長)

それでは今の説明に対してご質問等ありますでしょうか。

(窪田委員)

72pの図と本日の(資料6)において、アドバイザーの役割を示す矢印が異なりますが、これはどういう違いがあるのでしょうか？

(事務局：原建設課長)

本日お配りした(資料6)におきましては、あくまで届出行為に対するアドバイザーの役割を示したものであり、72pの図は組織や体制を表しているなのでその違いになります。

(林委員)

景観計画の施行にあたっては、村と地方事務所で打ち合わせをしたほうがいいと思います。それは、県と村で問い合わせに差異が生じてくると困るので。また、届出行為の30日ルールがあり、実務としては5月以降が対象になってくると思います。

(矢田委員)

4/1施行ということだが、そういった行為に対する暫定行為の文言等がありますか。

(事務局：原建設課長)

特に記載してはありません。

(林委員)

結局、4月に実行される案件は旧基準、つまり県の基準になってくる。どちらにしても、計画内容の確認、周知も含めて話し合いをすべきだと思います。本当に4月の時点で指導ができるかも含めて。

(事務局：原建設課長)

チェックシート等含めてしっかり指導、確認していきたい。

(浦野会長)

では、4月は猶予期間だとしても、5月からは手続きが必要になる。事務局サイドでそのあたりについてしっかり確認をしておいてください。

(浦野会長)

続きまして5. その他について事務局からお願いします。

5. その他

(平澤建設係長)

資料等はございませんが、今後のスケジュールについて報告させていただきます。

まず、本日のご意見を踏まえまして、2/21から2/26まで誤字や体裁の修正を行います。

その後、2/27に都市計画審議会を開催し、そこで景観計画(案)について意見を求めます。問題がなければ2/28から30日間告示・縦覧を行い、4/1から計画の前面施行という流れになります。

また、実際の実務に関してのチェックシートのように誰が受け付けても一様な判断ができる資料を現在作成しております。

出来次第皆様には参考までにご送付させていただきます。

	<p>以上です。 (浦野会長) それでは、本日の内容全体を通して何かご意見等ありますでしょうか。 【質問意見終了後】</p> <p>6. 閉会 (浦野会長) 以上で本日の会議の一切を終わらせていただきます。ご協議いただきありがとうございました。 【閉会】</p>
資料	<p>配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (資料1) 次第 (資料2) 景観審議会委員名簿 (資料3) 第1回景観審議会議事録 (資料4) 宮田村景観計画(案)講演会報告 (資料5) 宮田村景観計画(案)パブリックコメント実施結果について (資料6) 宮田村景観アドバイザー制度について